

1. 令和元年度健全化判断比率について

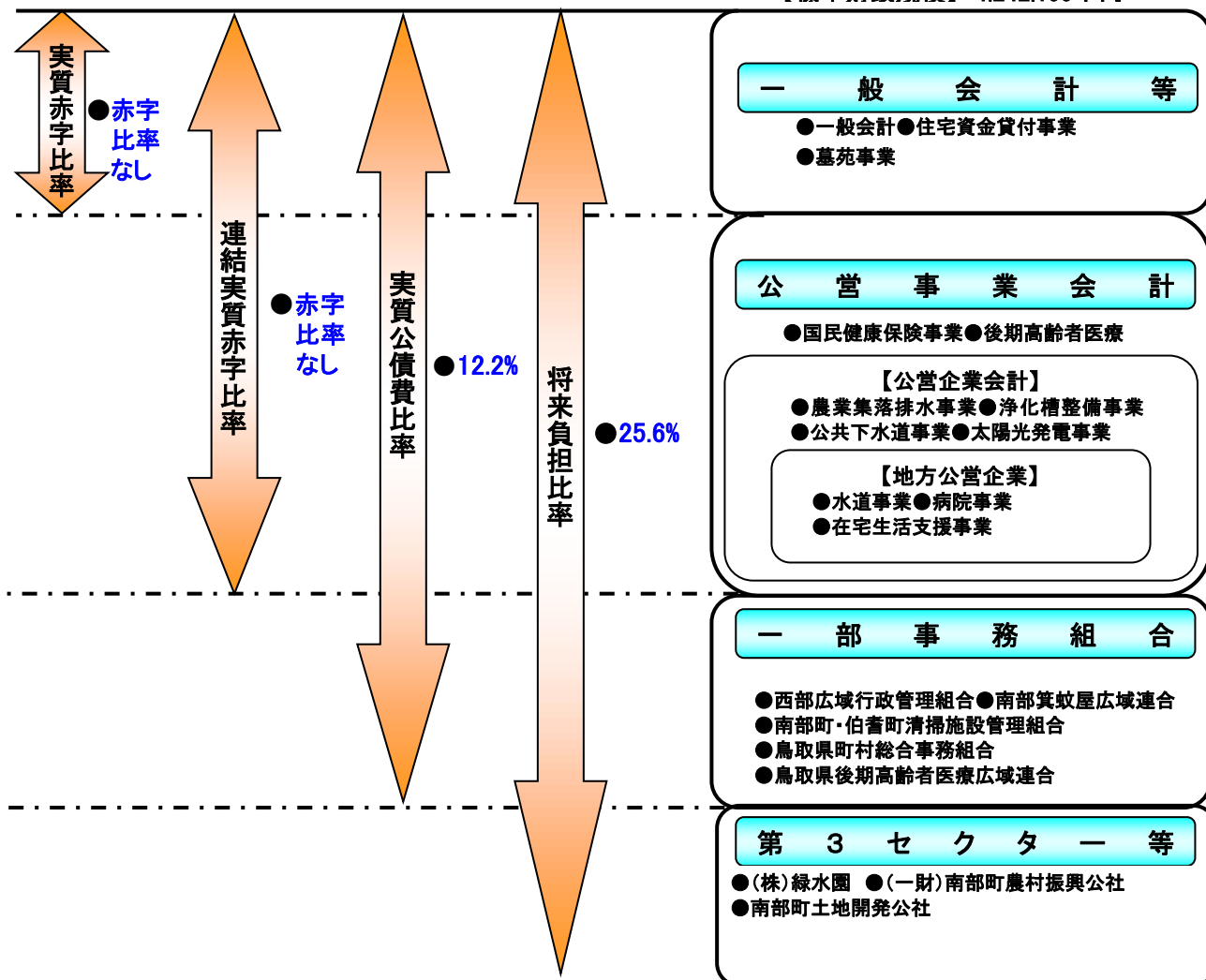
令和元年度決算に基づき健全化判断比率を算定した結果、全ての指標が早期健全化基準を回りました。

区 分	平成30年度	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準	説 明
実質赤字比率	—	—	15.00%	20.00%	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模(その団体に標準的に収入される一般財源の規模)に対する比率
連結実質赤字比率	—	—	20.00%	30.00%	全会計を対象とした実質赤字額(公営企業会計は資金不足額)の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	13.8%	12.2%	25.0%	35.0%	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還財源に充てられたものなど)の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	37.8%	25.6%	350.0%		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

健全化判断比率の算定対象範囲

【標準財政規模】 4,242,199千円



令和元年度健全化判断比率の主な増減要因について

令和元年度は、平成30年度と比較して実質公債費比率は1.6%の減となり、将来負担比率は、12.2%減となりました。これは、一般会計において償還終了による公債費の減少が大きかったことや、特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額や退職手当負担金見込額が減少したことによるものです。

2. 令和元年度資金不足比率について

令和元年度決算に基づき資金不足比率を算定した結果、全ての会計が経営健全化基準(20.0%以上)を下回りました。

会計名	資金不足比率	事業規模		資金剰余額	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
水道事業	—	144,789千円	145,960千円	87,300千円	63,548千円
病院事業	—	1,789,397千円	1,777,767千円	140,628千円	156,236千円
在宅生活支援事業	—	43,554千円	40,965千円	27,832千円	29,411千円
農業集落排水事業	—	71,302千円	71,312千円	9千円	179千円
浄化槽整備事業	—	20,169千円	20,028千円	1,657千円	11千円
公共下水道事業	—	86,249千円	76,731千円	16千円	177千円
太陽光発電事業	—	73,202千円	73,740千円	34千円	1,162千円

※資金不足比率:各公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

事業規模:各公営企業会計の独自の収益 (例)上水道事業=水道料金収入

【参考】 地方公共団体の財政健全化に関する法律の概要

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれの計画に従って財政健全化を図ることとなります。また、地方公営企業についても経営健全化の計画を策定し、おおむね早期健全化に準じた方法で健全化を図ることとなります。

なお、指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用となっています。